

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進んでいるものの、生産年齢人口の比率は比較的高い状況にある。平成20年に人口12万人を超えて推移していたが、その後は徐々に減少に転じ、令和7年2月現在では、約11万6千人となっている。

産業構造は、工業、農業、商業、観光等の各分野が盛んであり、地域経済を支えている。製造業では、地場産業である醸造業を始め鉄鋼、金属製品が主な産業となっており、近年では、自動車関連や航空宇宙関連等が加わるなど、多種多様な構成である。農業は、畜産が主体であり、農業生産額の8割を畜産が占めている。また、本市は知多半島の中心的な商業都市であり、飲食店や小売店を中心に多くの店舗が事業を営んでいる。観光は、「山車」「蔵」「新美南吉」「赤レンガ建物」を始めとする観光資源を有し、回遊性がある観光施設が点在している。

中小企業者については、全国的な課題と同様に、本市においても担い手の高齢化や人材不足等などの課題を抱えている。こうした状況において、生産性の抜本的な向上に向けた中小企業者の積極的な設備投資は、経営の安定化や人材不足への対応といった効果が期待され、地域経済の活性化にもつながっていくことから、本市は、本計画を推進していくこととする。

(2) 目標

本市の持続的な発展のためには、工業、農業、商業、サービス業等のバランスのとれた産業構造を、今後も維持・強化する必要がある。本市の総合計画において、商工業・サービス業の2030年度の目標値は、製造品出荷額8,000億円、卸売業・小売業年間販売額2,960億円を掲げて取り組みを推進している。そのため、導入促進基本計画では、先端設備等導入計画に係る認定件数の目標を年間30件とし、中小企業者の設備投資を積極的に後押しすることで、総合計画の目標値である製造業出荷額や小売業年間商品販売額等に寄与することが期待される。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を市が策定することで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の伸び率を、年平均3%以上向上することを目標とする。これにより、本市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、知多地域の

中核都市として、更に経済発展していくことが期待される。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、工業、農業、商業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えているため、幅広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等とする。

ただし、市内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用創出や地域経済の発展に直接寄与しないことから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、臨海部に鉄鋼や自動車関連、航空宇宙関連等の製造業が立地し、丘陵部には畜産や稲作を中心とする農業地域が広がっている。また、駅周辺や幹線道路沿いに商業施設があり、半田運河を中心に赤レンガや新美南吉記念館等、観光施設が点在している。これらの地域で、幅広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

本市の産業は、工業、農業、商業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えているため、これらの産業で幅広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取組については、新商品の開発、自動化の推進、DX導入による業務効率化、省エネ・脱炭素の推進等、多種多様である。そのため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

配慮すべき事項は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等雇用の安定に配慮することや、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものを認定の対象としない等健全な地域経済の発展に配慮することである。また、認定に当たっては、導入促進基本計画に適合することを確認するために、追加の書類提出その他必要な手段を取ることができるものであるが、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮し、先端設備等導入計画の進捗状況等の把握に努めるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。